

## 国見町文化・芸術・スポーツ活動のためのタブレット端末貸出要綱

(令和2年7月9日告示第40号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の文化・芸術・スポーツ活動のために、町が所有するタブレット端末（以下「端末」という。）を無料で貸出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 端末機の貸出の対象者は、国見町文化団体連絡協議会又は国見町体育協会に加盟する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育旅行や観光等の目的で町内の施設等を利用する団体に必要な場合は、貸出を行う。

(端末)

第3条 貸出端末及び内蔵されるSIMカードは、公民館長が指定したものとする。

2 SIMカードは、貸出端末以外の機器に使用することはできない。

(貸出期間及び費用)

第4条 貸出期間は、貸出を受けた日から起算して、原則7日以内とする。ただし、公民館長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 端末の貸与を受ける者は（以下「借受人」という。）は、端末を借り入れる際、国見町タブレット端末借用願（様式第1号）を提出しなければならない。

3 端末機の貸出は無料とする。

(端末の使用)

第5条 借受人は、端末の使用方法及び取扱いについて町の指導に従い、細心の注意をもって端末を管理しなければならない。

2 借受人は、端末に対してソフトウェアのインストール及びアンインストールを行ってはならない。ただし公民館長が認めるときはこの限りではない。

3 借受人は、営利目的その他の借用願に記載した使用目的以外の目的に端末を使用してはならない。

(転貸等の禁止)

第6条 借受人は、その端末を第三者に譲渡、又は転貸してはならない。

(損害賠償等)

第7条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸出た端末を紛失、又は棄損したときは、公民館長の指示するところに従い、借受人の負担において補修、又は損害を補償するものとする。

2 端末の使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

(返却)

第8条 借受人は、端末の使用を終了したときは、速やかに当該端末を返却し、公民館長の検査を受けなければならない。

2 借受人は、端末返却の際、国見町タブレット端末返却届（様式第2号）を提出するものとする。

（委任）

第9条 この告示に定めるもののほか、端末機の管理等に関し必要な事項は、公民館長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年7月9日から施行する。

様式第1号

[別紙参照]

様式第2号

[別紙参照]